

借入金で不動産を取得する

| 設例 | 相続財産 2億

具体的な対策

5億円の賃貸マンション(相続税評価額3億5000万円)を全額借入金で購入する

対策後の評価額

相続財産 2億+3.5億円=5.5億円

借入金 5億円

課税価額 5000万円

POINT

効果は大きいですが、借入金のリスクを忘れてはいけません。
慎重に検討しよう